

第1章 計画の枠組

大津市観光交流基本計画の趣旨など、計画策定にかかる背景や考え方、計画書の構成を記載しています。

第2章 大津市観光交流の現状と課題

観光交流をめぐる社会潮流や滋賀県内の状況を記載しています。また、計画策定の基礎データとなる大津市の観光交流の特性を、まちの成り立ち、観光客、観光資源、旅行商品・サービス、観光施設・インフラ、推進体制などに整理して分析し、大津市の課題をまとめています。



第1章 計画の枠組

1 策定の趣旨

大津市は滋賀県の県庁所在地として賑やかで活気にあふれたまちである一方、びわ湖に臨み背後に比良、比叡、田上等の山を控える自然に恵まれたまちです。また歴史・文化面の蓄積が大きく、古くは近江大津宮が置かれたほか、比叡山延暦寺や三井寺などの門前町、東海道の宿場町、びわ湖水運の港町、膳所などの城下町として栄えてきました。平成6年に比叡山延暦寺がユネスコ世界文化遺産[※]に登録され、平成15年には全国10番目の古都指定[※]を受けています。また、平成18年3月には志賀町と合併し、比良山系とびわ湖北湖の美しい自然をはじめとする新たな観光資源が加わりました。

これまでも、市内各地で豊かな資源を活かした観光への取組が行われ、多くの来訪者を迎え入れてきました。しかしながら、大津市では観光交流に関わる総合的な指針や計画がなく、各主体がそれぞれ独自に取組を進めてきたのが現状でした。近年、観光は物見遊山から地域をじっくり味わう交流・体験型に、また、まちなみや地域の様々な活動が観光資源となる幅広いものに姿を変えつつあります。観光交流の振興は、まちの魅力を高め、わがまちへの誇りを醸成し、人と地域の活力を高めるまちづくりの重要な要素のひとつであり、都市経営に果たす役割は益々大きなものになってきています。

このため、市全体として観光交流への取組を進めていけるよう、その方向性や方策を明らかにし、戦略的に展開していくことが求められています。

このような背景を踏まえ、本市では、観光交流をまちづくりの基本戦略の一つとしてとらえ、その目標と方針を明確にした上で体系的に施策を整理し、これを市民・事業者・団体・行政が一体となって取り組んでいくことを目的に大津市観光交流基本計画を策定するものです。

なお、本計画では、観光に求められるニーズや観光形態の変化を受けて、観光振興施策・事業の対象となる人を、従来からの観光客に加え、市内外からの観光目的以外の様々な目的で訪れる人々へも拡大していこうと考えているため、「観光客」を「来訪者」として表現します。

また、従来からの「観光客」を対象にした観光振興策ではなく、「来訪者」の視点に立ち、幅広い人々の交流を活発にして地域が活性化することに重点を置いた施策の推進・事業の展開を目指して「観光振興」から「観光交流」という言葉を用いることにします。

※ ユネスコ世界文化遺産

「世界遺産」は、地球と人類によって生み出され過去から引き継がれた貴重な資産として、世界遺産委員会が定めるもの。文化遺産、自然遺産、複合遺産に分けられ、国内には文化遺産11、自然遺産3を登録。「古都京都の文化財」は、1994年に国内5番目の世界遺産として登録され、大津市の比叡山はこれを構成する17の文化財の一つである。

※ 古都指定

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、わが国往時の政治、文化の中心として歴史上重要な地位を有すると定められた都市のこと。大津市は、2003年に全国10番目の指定を受けた。自然景観や歴史的風土を保存するため、建築行為や宅地造成が制限される。

2 計画の位置づけ

本計画は、大津市総合計画基本構想に掲げる「人を結び、時を結び、自然と結ばれる結の湖都 大津」の実現に向け、これを観光交流の観点から計画的に推進するための指針となるものです。

観光交流は、いわゆる「観光」部門だけでなく、まちづくりや人づくり等の幅広い施策との関わりが大きく、相互に強い影響を及ぼすものであることから、関係主体・関係分野の計画等との連携を図りながら、整合性の高い施策を推進するためのものと位置づけられます。

本計画の具現化にあたっては、別途、取り組む事業や実施予定を明らかにしたアクションプランを策定し、着実に実施していきます。

3 計画の対象

(1) 分野

観光交流に関わる取組分野は、その対象が、まちなみ、生活文化、地場産業などにも広がり、まちの総合力が問われるようになってきていることから、農商工、文化、環境、景観、交通、教育、市民活動、その他の多様で幅広い分野を対象として扱います。

(2) 主体

観光振興から観光交流へ、地域ぐるみのお出迎えと地域への波及という観光の変化を踏まえ、従来から観光に関わってきた事業者だけでなく、市民・事業者・団体・行政の幅広い主体を観光交流を担う主体としてとらえ、施策を実施します。

- 市民（住民、NPO※等）
- 事業者（観光事業者、一般事業者）
- 団体（観光協会、商工会議所等）
- 行政（市役所各部局、国や県等）

※ NPO（NonProfit Organization）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割が期待されている。

(3) 地域

大津市域全域を本計画の基本的な対象地域とし、観光交流の取組を展開します。
加えて、広域的観光交流推進の観点から、県内の他市町や京都市、宇治市等の関西地域も視野に入れていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、上位計画である大津市総合計画基本構想との整合を図るために、平成 21 年度～28 年度までの 8 年間とします。

大津市観光交流基本計画構成

第1章 計画の枠組

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2章

大津市観光交流の現状と課題

- 1 観光交流をめぐる社会潮流
- 2 大津市観光交流の特性
 - (1) まちの成り立ち
 - (2) 観光客
 - (3) 観光資源
 - (4) 旅行商品
 - ・サービスの取組
 - (5) 観光施設・インフラ
 - (6) 推進体制
- 3 大津市観光交流の課題

第3章 観光交流の目標と方針

1 目指すべき観光交流の姿

- (1) テーマと理念
- | | |
|---|---|
| <p>■テーマ
「びわ湖大津 結の観光」
～ 交流が喜びを生むまち～</p> | <p>■理念
来訪者が楽しむ 大津の人々が輝く まちが活性化する</p> |
|---|---|

- (2) 目標
- 平成28年度の目標
- | | |
|--|---|
| ■観光入込客数
平成19年実績 1,100万人を
1,400万人に | ■外国人宿泊客数
平成19年実績 7万人を
9万人に |
| ■宿泊客数
平成19年実績 135万人を
168万人に | ■観光消費額
平成17年推計 840億円を
1,112億円に |

2 取組の基本方針

- 方針① **見つけよう!**
「地域を彩る宝もの」
- 方針② **創りだそう!**
「市民の力で個性豊かな輝きを」
- 方針③ **結びつけよう!**
「びわ湖大津の物語」
- 方針④ **伝えよう!**
「まちの光とおもてなしの心」
- 方針⑤ **迎えよう!**
「温かな気持ちで世界の人を」

第4章 観光交流基本施策

- 施策① おもてなしの人づくり・取組の推進
- 施策② 観光資源の発掘・創出と整備・活用
- 施策③ まちの個性を活かした新たな魅力づくり
- 施策④ びわ湖を活かした魅力づくり
- 施策⑤ 物語を感じる周遊ルートづくり
- 施策⑥ 魅力を高める広域観光の推進
- 施策⑦ 安全・安心な観光を楽しむ環境の充実
- 施策⑧ 情報発信力の強化
- 施策⑨ 集客交流のための誘致活動推進
- 施策⑩ 外国人来訪者への対応強化
- 施策⑪ 観光戦略に必要な基礎情報・推進体制の整備

第5章 観光交流重点施策

- 重点「観光交流市民力」
施策① 育成事業
- 重点「地域魅力連携力」
施策② 発展事業
- 重点「おもてなし情報発信力」
施策③ 向上事業
- 重点「観光交流推進力」
施策④ 強化事業

第6章 計画の推進

- 1 取組情報の整備と提供
- 2 関係主体協働での推進体制
- 3 進行管理